

# 入札説明書（広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気の調達）

## 広島県水道広域連合企業団広島水道事務所

広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気の調達に係る入札公告（令和7年11月13日）に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、広島県水道広域連合企業団契約規程その他関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 益田 康司

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 調達件名及び数量

広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気

年間使用予定電力量 10,666,228kWh

ただし、使用予定電力量は、令和6年10月から令和7年9月までの使用実績に基づくものであり、天候等により変動する。

#### (2) 調達件名の特質等

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 供給期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日まで（3年間）

#### (4) 供給場所

広島県安芸郡海田町東海田三ツ城 770 番地

広島水道事務所東海田第2ポンプ所

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島県の「令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿」における「61I 電力供給」の登録を有している者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）の指名除外、又は広島県の指名除外を受けていない者であること。

### 3 入札参加資格審査の申請手続

#### (1) 申請期間

令和7年11月13日（木）から令和7年11月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

#### (2) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先

〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所総務課

電話 (050) 3785-3200

#### 4 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、別記様式第1号による入札参加資格確認申請書及び誓約書を提出しなければならない。
- (2) 提出期間  
令和7年11月13日（木）から令和7年11月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、隨時受け付ける。
- (3) 提出方法  
持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下「郵送等」という。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記4(2)の期限までに必着すること。
- (4) 申請書の提出先及び申請に関する問い合わせ先  
〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地  
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所総務課  
電話 (050) 3785-3200

#### 5 入札書及び入札付属書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限  
令和7年12月18日（木）午前10時
- (2) 提出場所  
上記4(4)の場所
- (3) 提出方法  
持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記(1)の期限までに必着することとする。

#### 6 入札書及び入札付属書の提出方法

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別記様式第2-1号による入札書及び別記様式第2-2号による入札付属書を直接持参、又は郵送等により提出しなければならない。電話、電報、FAX、電子メールその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札書と入札付属書は、左上をホチキス止めし、割印を押すこと。
- (3) 郵送等により入札書及び入札付属書を提出する場合は、入札書及び入札付属書を同一の封筒に入れ密封し、当該封書を外封筒に入れ二重封筒として送付すること。また、いずれの封筒にも入札書提出者の名称（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年12月18日開札 広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気の調達に係る入札書在中」の文言を記載すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び入札付属書の引換え、変更

又は取消しをすることができない。

## 7 入札書の作成方法

- (1) 入札書は別記様式第2-1号によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に別記様式第3号による委任状を提出すること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならぬ。なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押印したものと同一のものでなければならない。
- (3) 入札金額の訂正は認めない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、本入札説明書、契約書(案)及び広島県水道広域連合企業団契約規程を十分考慮して入札金額を見積るものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札書には、3月から2月までの12月の各月の基本料金単価(契約電力に対する単価)、従量料金単価(使用電力量に対する単価)、3年間割引金額及び3年間予定総額を記載し、このうち該当のない項目には0円と記載すること。
- (6) 落札の決定は、広島水道事務所が示す契約電力及び使用予定電力量に対して、入札書に記載された基本料金単価、従量料金単価及び3年間割引金額に従って算出した3年間予定総額で行う。
- (7) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金による電力量料金の値引きについて、考慮しないこと。また、力率割引割増しを含めること。
- (8) すべての金額には消費税及び地方消費税相当額(10パーセント)を含めること。

## 8 入札付属書の作成方法

- (1) 入札付属書は別記様式第2-2号及びその記入例を参考として、3年間予定総額の積算内訳を任意様式(用紙はA4サイズとし、2ページ以上に及ぶ場合はそれぞれのページに割印をすること。)に記載して提出すること。  
なお、入札付属書の積算に誤りがある場合、また、入札付属表が入札書記載金額と対応していない(金額が一致していない)場合は、無効とする。
- (2) 「基本料金」の「力率割引・割増」欄には、仕様書に定めた標準力率での力率割引・割増の計算式等を記入すること。(標準力率の変動に対する積算を伴う場合は、その積算方法を「基本料金の積算方法」の欄に記入する。)
- (3) 「従量料金単価」の欄には、使用予定電力量に対する各月ごとの従量料金単価を記入すること。(同一月の同一時間帯区分には、1つの単価のみ設定すること。)
- (4) 基本料金単価、従量料金単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と従量料金の合計額である「月額合計」欄に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- (5) 「R8.3～R9.2 予定料金」、「R9.3～R10.2 予定料金」及び「R10.3～R11.2 予定料金」

の欄には、上記の基本料金及び従量料金の月額合計の年間総計を記載し、その合計を「3年間予定料金」の欄に記載すること。

- (6) 「3年間割引金額」の欄には、複数年契約等に伴う割引金額の設定が別途ある場合に、上記の3年間予定料金全体に対する割引金額の合計を記載すること。
- (7) 「3年間予定総額」の欄には、上記の3年間予定料金から3年間割引金額を減じた額を記載すること。
- (8) 基本料金単価、従量料金単価、年間予定料金、3年間予定料金、3年間割引金額及び3年間予定総額は、消費税及び地方消費税相当額（10パーセント）を含めた金額とすること。
- (9) この付属書に示した使用予定電力量は、令和6年10月から令和7年9月までの使用実績に基づき、使用月の日量を集計したもののもとに設定している。

## 9 開札について

- (1) 開札の日時及び場所
  - ア 日時  
令和7年12月18日（木）午前10時 入札終了後直ちに行う。
  - イ 場所  
〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地  
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所2階 会議室
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記(2)の立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札室に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札参加者本人等であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。代理人の場合は、入札書提出までに、入札権限に関する別記様式第3号による委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退場することはできない。
- (7) 入札室において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退場させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者

## 10 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をしたものはこれに加わることができない。

- (1) 公告及び本入札説明書に示した入札参加資格を有さない者のした入札
- (2) 入札公告等において示した入札書の提出場所及び日時に到達しなかった入札
- (3) 競争入札参加資格審査申請書又はそれらの添付資料に虚偽の記載をした者の入札
- (4) その他広島県水道広域連合企業団契約規程第21条各号に掲げる入札
- (5) その他、入札の条件に反した入札

## 11 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、無効な入札をした者は再度入札には参加できない。
- (6) 再度入札は5回まで（初回の入札を含めて6回まで）とする。
- (7) 最低制限価格は設定しない。

## 12 契約書の作成

- (1) 契約書には、消費税及び地方消費税相当額（10 パーセント）を含んだ基本料金単価、従量料金単価、燃料費等調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を記載する。なお、3年間割引金額の設定がある場合は落札者と協議の上、割引金額又はその算定方法、条件等について別に覚書等を作成する。
- (2) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当職員等が定めた期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (3) 契約担当職員が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約書は2通作成し各自その1通を所持するものとする。

## 13 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

## 14 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者の負担において完全な説明を

しなければならない。

- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、すべて入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方の負担とする。

## 15 調達に係る質疑について

- (1) 本件調達に関して質疑がある場合は、原則として別記様式第4号により文書の持参又は郵送で行うこと。照会先は下記16のとおり。
- (2) 質疑の受付は、令和7年11月13日（木）から令和7年12月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの随時とする。
- (3) 質疑に対する回答は、原則として入札説明書を受け取った全社に対し、令和7年12月15日（月）までの間に、適宜行う。（回答方法：郵送又はFAX）

## 16 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地  
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所総務課  
電話（050）3785-3200

## 17 本調達に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨

申請書、入札書及び契約書等のすべての書類は、日本語で作成すること。  
また、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。

## 18 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 19 その他

令和8年度以降の当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長はこの契約を解除することができるものとする。

(別記様式第1号)

## 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団  
広島水道事務所長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(担当者 )  
(電話番号 )  
(FAX番号 )  
(メールアドレス )

令和7年11月13日付けで公告のあった次の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 件 名：広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気

2 添付書類 ( 有 ) • 無 )

添付書類有の場合、書類名を記入

誓約書

## 誓 約 書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

所 在 地  
商号・名称  
代表者名  
(担当者名 )

今般の広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気の競争入札に関し、  
刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、次のことについて、異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金及び損害賠償金を支払うこと。

(別記様式第2-1号)

## 入札書

[件名]	広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気
[契約電力]	2,000kW(令和9年3月より1年間2,200kWに変更予定)
[年間予定電力量]	10,666,228kWh
[入札金額]	

使用月	基本料金単価（円/kW）		従量料金単価（円/kWh）			備考
	常時線	予備電源	ピーク時間	昼間	夜間・休日等	
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						

3年間割引金額	
3年間予定総額	

(各金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む【10パーセント】。)

広島県水道広域連合企業団契約規程を熟知し、仕様書に従って、上記の物件を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団  
広島水道事務所長 様

入札参加者  
(所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者職氏名)  
(代理人)

印  
印

(注) 3年間割引金額及び3年間予定総額は、別紙「入札付属書」による積算額を記載すること。

(別記様式2-2号)

## 入札付属書（入札書積算内訳）

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

## 入札参加者

(所 在 地) 0  
 (商号又は名称) 0

(広島水道事務所東海田第2ポンプ所) 【R8.3~R9.2】

(単位：円)

使用月	基 本 料 金			従 量 料 金									月額合計 (A)+(B)	
	契約電力 (kW)	基本料金 単 価	力率割引 ・ 割 増	小 計 (A)	使 用 予 定 電 力 量 (kWh)			従 量 料 金 单 価			小 計 (B)			
					ピーク時間 (ア)	昼 間 (イ)	夜間・ 休日等 (ウ)	ピーク時間 (エ)	昼 間 (オ)	夜間・ 休日等 (カ)	ピーク時間 (ア)*(エ)	昼 間 (イ)*(オ)	夜間・休日等 (ウ)*(カ)	
3月	2,000	86%				417,028	473,164							
4月	2,000	86%				412,176	450,664							
5月	2,000	86%				370,448	512,096							
6月	2,000	86%				414,924	446,824							
7月	2,000	86%			79,224	378,192	472,412							
8月	2,000	86%				85,368	345,076	461,056						
9月	2,000	86%			67,712	337,536	445,248							
10月	2,000	86%				431,528	456,508							
11月	2,000	86%				401,640	467,096							
12月	2,000	86%				401,664	502,012							
1月	2,000	86%				390,992	548,640							
2月	2,000	86%				411,396	485,604							
(年間使用予定電力量)				232,304	4,712,600	5,721,324	→ 合計: 10,666,228kWh			① R8.3~R9.2 予定料金 (月額合計の総和)				

(注) 時間帯区分設定

- 1 「ピーク時間」とは、7月1日から9月30日までの期間で、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。  
ただし、「休日等」に該当する時間を除く。
- 2 「星間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、「ピーク時間」及び「休日等」に定める時間を除く。
- 3 「夜間」とは、「ピーク時間」及び「星間」以外の時間をいう。
- 4 「休日等」は、次に該当する日をいう。
  - (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日にに関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2~4日、5月1・2日及び12月30・31日

(各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む  
【10パーセント】。)

基本料金の積算方法	
3年間割引金額の積算方法・ 条件等	

(別記様式2-2号)

## 入札付属書（入札書積算内訳）

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

## 入札参加者

(所 在 地) 0  
 (商号又は名称) 0

(広島水道事務所東海田第2ポンプ所) 【R9.3~R10.2】

(単位：円)

使用月	基 本 料 金			従 量 料 金									月額合計 (A)+(B)	
	契約電力 (kW)	基本料金 単 価	力率割引 ・ 割 増	小 計 (A)	使 用 予 定 電 力 量 (kWh)			従 量 料 金 单 価			小 計 (B)			
					ピーク時間 (ア)	昼 間 (イ)	夜間・ 休日等 (ウ)	ピーク時間 (エ)	昼 間 (オ)	夜間・ 休日等 (カ)	ピーク時間 (ア)*(エ)	昼 間 (イ)*(オ)	夜間・休日等 (ウ)*(カ)	
3月	2,200	86%				417,028	473,164							
4月	2,200	86%				412,176	450,664							
5月	2,200	86%				370,448	512,096							
6月	2,200	86%				414,924	446,824							
7月	2,200	86%		79,224	378,192	472,412								
8月	2,200	86%			85,368	345,076	461,056							
9月	2,200	86%		67,712	337,536	445,248								
10月	2,200	86%			431,528	456,508								
11月	2,200	86%			401,640	467,096								
12月	2,200	86%			401,664	502,012								
1月	2,200	86%			390,992	548,640								
2月	2,200	86%			411,396	485,604								
(年間使用予定電力量)				232,304	4,712,600	5,721,324	→ 合計: 10,666,228kWh	② R9.3~R10.2予定料金（月額合計の総和）						

(注) 時間帯区分設定

- 1 「ピーク時間」とは、7月1日から9月30日までの期間で、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。  
ただし、「休日等」に該当する時間を除く。
- 2 「星間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、「ピーク時間」及び「休日等」に定める時間を除く。
- 3 「夜間」とは、「ピーク時間」及び「星間」以外の時間をいう。
- 4 「休日等」は、次に該当する日をいう。
  - (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日にに関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2~4日、5月1・2日及び12月30・31日

(各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む  
【10パーセント】。)

基本料金の積算方法	
3年間割引金額の積算方法・ 条件等	

(別記様式2-2号)

## 入札付属書（入札書積算内訳）

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

## 入札参加者

(所 在 地) 0  
 (商号又は名称) 0

(広島水道事務所東海田第2ポンプ所) 【R10.3～R11.2】

(単位：円)

使用月	基 本 料 金			従 量 料 金									月額合計 (A)+(B)	
	契約電力 (kW)	基本料金 単 価 上段：常時線 下段：予備電源	力率割引 ・ 割 増	小 計 (A)	使 用 予 定 電 力 量 (kWh)			従 量 料 金 单 価			小 計 (B)			
					ピーク時間 (ア)	昼 間 (イ)	夜間・ 休日等 (ウ)	ピーク時間 (エ)	昼 間 (オ)	夜間・ 休日等 (カ)	ピーク時間 (ア)*(エ)	昼 間 (イ)*(オ)	夜間・休日等 (ウ)*(カ)	
3月	2,000		86%					417,028	473,164					
4月	2,000		86%					412,176	450,664					
5月	2,000		86%					370,448	512,096					
6月	2,000		86%					414,924	446,824					
7月	2,000		86%			79,224	378,192	472,412						
8月	2,000		86%					85,368	345,076	461,056				
9月	2,000		86%			67,712	337,536	445,248						
10月	2,000		86%					431,528	456,508					
11月	2,000		86%					401,640	467,096					
12月	2,000		86%					401,664	502,012					
1月	2,000		86%					390,992	548,640					
2月	2,000		86%					411,396	485,604					

(年間使用予定電力量)

232,304 4,712,600 5,721,324 → 合計:10,666,228kWh

③ R10.3～R11.2予定料金（月額合計の総和）

④ 3年間予定料金  
〔① + ② + ③ 3年間分〕

⑤ 3年間割引金額

⑥ 3年間予定総額  
〔④ - ⑤〕(各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む  
【10パーセント】。)

(注) 時間帯区分設定

- 1 「ピーク時間」とは、7月1日から9月30日までの期間で、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。  
ただし、「休日等」に該当する時間を除く。
- 2 「星間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、「ピーク時間」及び「休日等」に定める時間を除く。
- 3 「夜間」とは、「ピーク時間」及び「星間」以外の時間をいう。
- 4 「休日等」は、次に該当する日をいう。
  - (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日にに関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2～4日、5月1・2日及び12月30・31日

基本料金の積算方法	
3年間割引金額の積算方法・ 条件等	

(別記様式2-2号)

## 入札付属書（入札書積算内訳）

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

記入例 令和 年 月 日

入札参加者  
(所 在 地)  
(商号又は名称)

(広島水道事務所東海田第2ポンプ所) 【R8.3~R9.2】

(単位：円)

使用月	基 本 料 金			従 量 料 金									月額合計 (A)+(B)	
	契約電力 (kW)	基本料金 単 価 上段：常時線 下段：予備電源	力率割引 ・ 割 増	小 計 (A)	使 用 予 定 電 力 量 (kWh)			従 量 料 金 单 価			小 計 (B)			
					ピーク時間 (ア)	昼 間 (イ)	夜間・ 休日等 (ウ)	ピーク時間 (エ)	昼 間 (オ)	夜間・ 休日等 (カ)	ピーク時間 (ア)*(エ)	昼 間 (イ)*(オ)	夜間・ 休日等 (ウ)*(カ)	
3月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		417,028	473,164		13.00	12.00		5,421,364.00	5,677,968.00	14,939,332
4月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		412,176	450,664		13.00	12.00		5,358,288.00	5,407,968.00	14,606,256
5月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		370,448	512,096		13.00	12.00		4,815,824.00	6,145,152.00	14,800,976
6月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		414,924	446,824		13.00	12.00		5,394,012.00	5,361,888.00	14,595,900
7月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00	79,224	378,192	472,412	15.00	14.00	12.00	1,188,360.00	5,294,688.00	5,668,944.00	15,991,992
8月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00	85,368	345,076	461,056	15.00	14.00	12.00	1,280,520.00	4,831,064.00	5,532,672.00	15,484,256
9月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00	67,712	337,536	445,248	15.00	14.00	12.00	1,015,680.00	4,725,504.00	5,342,976.00	14,924,160
10月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		431,528	456,508		13.00	12.00		5,609,864.00	5,478,096.00	14,927,960
11月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		401,640	467,096		13.00	12.00		5,221,320.00	5,605,152.00	14,666,472
12月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		401,664	502,012		13.00	12.00		5,221,632.00	6,024,144.00	15,085,776
1月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		390,992	548,640		13.00	12.00		5,082,896.00	6,583,680.00	15,506,576
2月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		411,396	485,604		13.00	12.00		5,348,148.00	5,827,248.00	15,015,396
(年間使用予定電力量)				232,304	4,712,600	5,721,324	→ 合計: 10,666,228kWh			① R8.3~R9.2予定料金（月額合計の総和）			180,545,052	

(注) 時間帯区分設定

- 1 「ピーク時間」とは、7月1日から9月30日までの期間で、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。  
ただし、「休日等」に該当する時間を除く。
- 2 「昼間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、「ピーク時間」及び「休日等」に定める時間を除く。
- 3 「夜間」とは、「ピーク時間」及び「昼間」以外の時間をいう。
- 4 「休日等」は、次に該当する日をいう。
  - (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日にに関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2~4日、5月1・2日及び12月30・31日

(各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む  
【10パーセント】。)

基本料金の積算方法	
3年間割引金額の積算方法・ 条件等	

(別記様式2-2号)

## 入札付属書（入札書積算内訳）

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

## 記入例

令和 年 月 日

入札参加者  
(所 在 地)  
(商号又は名称)

(広島水道事務所東海田第2ポンプ所) 【R9.3~R10.2】

(単位：円)

使用月	基 本 料 金			従 量 料 金									月額合計 (A)+(B)	
	契約電力 (kW)	基本料金 単 価 上段：常時線 下段：予備電源	力率割引 ・ 割 増	小 計 (A)	使 用 予 定 電 力 量 (kWh)			従 量 料 金 单 価			小 計 (B)			
					ピーク時間 (ア)	昼 間 (イ)	夜間・ 休日等 (ウ)	ピーク時間 (エ)	昼 間 (オ)	夜間・ 休日等 (カ)	ピーク時間 (ア)*(エ)	昼 間 (イ)*(オ)	夜間・休日等 (ウ)*(カ)	
3月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		417,028	473,164		13.00	12.00		5,421,364.00	5,677,968.00	15,323,332
4月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		412,176	450,664		13.00	12.00		5,358,288.00	5,407,968.00	14,990,256
5月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		370,448	512,096		13.00	12.00		4,815,824.00	6,145,152.00	15,184,976
6月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		414,924	446,824		13.00	12.00		5,394,012.00	5,361,888.00	14,979,900
7月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00	79,224	378,192	472,412	15.00	14.00	12.00	1,188,360.00	5,294,688.00	5,668,944.00	16,375,992
8月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00	85,368	345,076	461,056	15.00	14.00	12.00	1,280,520.00	4,831,064.00	5,532,672.00	15,868,256
9月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00	67,712	337,536	445,248	15.00	14.00	12.00	1,015,680.00	4,725,504.00	5,342,976.00	15,308,160
10月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		431,528	456,508		13.00	12.00		5,609,864.00	5,478,096.00	15,311,960
11月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		401,640	467,096		13.00	12.00		5,221,320.00	5,605,152.00	15,050,472
12月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		401,664	502,012		13.00	12.00		5,221,632.00	6,024,144.00	15,469,776
1月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		390,992	548,640		13.00	12.00		5,082,896.00	6,583,680.00	15,890,576
2月	2,200	2,000.00 200.00	86% -	4,224,000.00		411,396	485,604		13.00	12.00		5,348,148.00	5,827,248.00	15,399,396
(年間使用予定電力量)				232,304	4,712,600	5,721,324	→ 合計: 10,666,228kWh			② R9.3~R10.2予定料金（月額合計の総和）			185,153,052	

(注) 時間帯区分設定

- 1 「ピーク時間」とは、7月1日から9月30日までの期間で、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。  
ただし、「休日等」に該当する時間を除く。
- 2 「昼間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、「ピーク時間」及び「休日等」に定める時間を除く。
- 3 「夜間」とは、「ピーク時間」及び「昼間」以外の時間をいう。
- 4 「休日等」は、次に該当する日をいう。
  - (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日にに関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2~4日、5月1・2日及び12月30・31日

(各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む  
【10パーセント】。)

基本料金の積算方法	
3年間割引金額の積算方法・ 条件等	

(別記様式2-2号)

## 入札付属書（入札書積算内訳）

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

令和 年 月 日

## 記入例

入札参加者  
(所 在 地)  
(商号又は名称)

(広島水道事務所東海田第2ポンプ所) 【R10.3～R11.2】

(単位：円)

使用月	基 本 料 金			従 量 料 金									月額合計 (A)+(B)	
	契約電力 (kW)	基本料金 単 価 上段：常時線 下段：予備電源	力率割引 ・ 割 増	小 計 (A)	使 用 予 定 電 力 量 (kWh)			従 量 料 金 单 価			小 計 (B)			
					ピーク時間 (ア)	昼 間 (イ)	夜間・ 休日等 (ウ)	ピーク時間 (エ)	昼 間 (オ)	夜間・ 休日等 (カ)	ピーク時間 (ア)*(エ)	昼 間 (イ)*(オ)	夜間・休日等 (ウ)*(カ)	
3月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		417,028	473,164		13.00	12.00		5,421,364.00	5,677,968.00	14,939,332
4月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		412,176	450,664		13.00	12.00		5,358,288.00	5,407,968.00	14,606,256
5月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		370,448	512,096		13.00	12.00		4,815,824.00	6,145,152.00	14,800,976
6月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		414,924	446,824		13.00	12.00		5,394,012.00	5,361,888.00	14,595,900
7月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00	79,224	378,192	472,412	15.00	14.00	12.00	1,188,360.00	5,294,688.00	5,668,944.00	15,991,992
8月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00	85,368	345,076	461,056	15.00	14.00	12.00	1,280,520.00	4,831,064.00	5,532,672.00	15,484,256
9月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00	67,712	337,536	445,248	15.00	14.00	12.00	1,015,680.00	4,725,504.00	5,342,976.00	14,924,160
10月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		431,528	456,508		13.00	12.00		5,609,864.00	5,478,096.00	14,927,960
11月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		401,640	467,096		13.00	12.00		5,221,320.00	5,605,152.00	14,666,472
12月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		401,664	502,012		13.00	12.00		5,221,632.00	6,024,144.00	15,085,776
1月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		390,992	548,640		13.00	12.00		5,082,896.00	6,583,680.00	15,506,576
2月	2,000	2,000.00 200.00	86%	3,840,000.00		411,396	485,604		13.00	12.00		5,348,148.00	5,827,248.00	15,015,396

(年間使用予定電力量)

232,304 4,712,600 5,721,324 → 合計: 10,666,228kWh

③ R10.3～R11.2 予定期料金 (月額合計の総和) 180,545,052

④ 3年間予定期料金  
[ ① + ② + ③ 3年間分 ] 546,243,156

⑤ 3年間割引金額 0

⑥ 3年間予定期料金  
[ ④ - ⑤ ] 546,243,156

(注) 時間帯区分設定

- 1 「ピーク時間」とは、7月1日から9月30日までの期間で、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。  
ただし、「休日等」に該当する時間を除く。
- 2 「昼間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、「ピーク時間」及び「休日等」に定める時間を除く。
- 3 「夜間」とは、「ピーク時間」及び「昼間」以外の時間をいう。
- 4 「休日等」は、次に該当する日をいう。
  - (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日にに関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2～4日、5月1・2日及び12月30・31日

(各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む  
【10パーセント】。)

基本料金の積算方法	
-----------	--

3年間割引金額の積算方法・ 条件等	
----------------------	--

(別記様式第3号)

## 委任状

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団  
広島水道事務所長 様

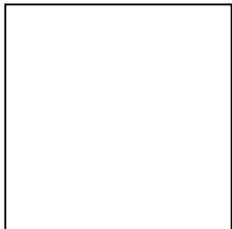
委任者 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者氏名

使用印鑑



委任事項

件名 広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気

場所 広島県安芸郡海田町東海田三ツ城 770番地  
広島水道事務所東海田第2ポンプ所

に係る入札に関する一切の件

(別記様式第4号)

広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気に関する質問表

質問年月日	令和 年 月 日	質問者 及び 連絡先	社 名
回答年月日	令和 年 月 日		担当者名 電 話 F A X
(質問内容)			